

○笠間市立小中学校学区審議会規則

平成18年3月19日
教育委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市立小中学校学区審議会条例（平成18年笠間市条例第181号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議会に調査及び審議のため、必要により部会を置くことができる。

2 部会の委員は、委員の互選による。

(会議録)

第3条 会議録は、おおむね次の事項について会長が職員をして調製させ保管する。

- (1) 開会、閉会の日時
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の氏名
- (4) 会議に付した議題及びその内容
- (5) 議決事項及びその要旨
- (6) 委員会の答申事項
- (7) その他会長が必要と認めた事項

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、学務課が担当する。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。